

## 令和3年度事業報告

渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団は、渡良瀬遊水地及びその周辺地域において、良好な水辺空間の形成を図るための自然観察施設及び運動施設の整備・運営並びに環境保全のための活動、環境教育、調査研究等を行うことによって、環境保全とその利活用を推進することを目的としています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による様々な制約の中で、財団として従来から蓄積してきた知見・技術を活かして、渡良瀬遊水地及びその周辺における環境保全及び調査研究事業、施設管理事業、運動施設事業を地域と連携・協力し実施しました。

### 1. 環境保全及び調査研究事業

#### ①湿地植物の保全等の活動、環境教育及び遊水地への理解を深めるための活動

- ・ 遊水地内及び湿地園における貴重植物の保全・育成管理に努め、貴重種 65 種について、年間を通して生育状況の調査を行いました。
- ・ 渡良瀬遊水地の自然環境を活かし、小・中学生を対象に動植物・歴史等をテーマとした環境・体験学習の支援は、新型コロナウイルス感染症のため、昨年度は春から秋は実施できませんでしたが、令和3年度は、感染症対策を図り、環境学習のべ12（R2は5）回、体験学習22（同3）回行いました。また、遊水地への理解を深めて頂くための活動として、一般の方々への現地案内を2（同0）回実施しました。
- ・ 自然環境への理解を深めるための、植物観察会を4回。また、野鳥観察会を3回実施しました。
- ・ 夏休みの自由研究に役立てて頂く「夏休み宿題サポート教室」と環境保全のための「渡良瀬遊水地クリーン作戦」は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。
- ・ 自然環境保全のための「ヨシ焼き」は3月5日に予定どおり実施しました。晴天続きで乾燥が続いていたことと、2年ぶりの実施だったことなどから全体1,500haの内約90%の1,300haが焼却できました。

#### ②渡良瀬遊水地の利活用・湿地植物保全等の調査研究及び広報

- ・ 貴重植物の保全・再生、生育環境の調査研究を実施するとともに、「体験活動センターわたらせ」、「湿地資料館」を活用し、渡良瀬遊水地の治水、利水、自然環境、利用等に関する情報提供、パネルの展示、ビデオ等による広報を実施しました。
- ・ 遊水池利用者への案内・広報等を行う「体験活動センターわたらせ」は、令和元年の台風第19号の出水により施設利用が不可能となっていました。昨年6月に遊水地内の土を利用して約3.5mの盛土をした上に新築しました。令和3

年度は過去最高となる 16,759 人の利用がありました。

- ・ 渡良瀬遊水地及び渡良瀬貯水池の目的・機能を利用者に広く周知するために、子供広場ゾーンとウォッチングタワーにおいて、広報企画展としてパネル展示を春夏秋冬に計 3 回（各 9 日間）、実施し、約 2,800 名の方が訪れました。

## 2. 施設管理事業

- ・ 安全に利活用できるよう貯水池周辺施設の点検、維持管理を実施（施設の補修・復旧、清掃、出水時のトイレの撤去等）するとともに自然環境や貴重植物に配慮した貯水池周辺の除草、植栽の剪定等の維持管理を実施しています。
- ・ 貯水池周辺の利用状況の把握、利用者への指導及び利用のための施設管理（ゲート管理、利用施設の清掃、貯水池周辺の塵芥処理、トイレの清掃・点検等）等貯水池周辺施設の保全業務を実施しています。また、利用者の接触する施設・箇所については、新型コロナウイルス感染症拡大防止としてアルコール消毒の徹底を実施しています。

## 3. 運動施設事業

渡良瀬カントリークラブの運営管理を行い、利用者の健康増進を図っています。

令和 3 年度の利用者数は、令和 2 年度からの断続的な「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」に伴う移動自粛要請等により、少なからず影響を受けていると思われませんが、利用者は徐々に回復傾向にあり、近年 5 か年※（H24～30 年度）の平均との比較で 96% となりました。

（注※令和 1、2 年は台風の影響で来場者が大きく減少したため H24～30 年度と比較した）

## 4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

令和 2 年から断続的に出されていた「緊急事態宣言」は令和 3 年 2 月 7 日栃木県、3 月 21 日に東京都と埼玉県で解除されました。しかし、東京都で 4 月 25 日から再び緊急事態宣言が発令され、8 月 2 日に埼玉県、8 月 20 日から栃木県、茨城県、群馬県でも緊急事態宣言が発令され、いずれも 9 月 30 日に解除されました。

その後、年末までは新規感染者数は低水準で推移していましたが、年が明けて令和 4 年 1 月から爆発的に拡大し、群馬県、埼玉県で 1 月 9 日から、栃木県、茨城県では 1 月 27 日から 3 月 21 日まで「まん延防止等重点措置」が適用されました。

財団では、令和 2 年から続けている湿地資料館や体験活動センターわたらせでの『新型コロナ感染防止対策取組宣言書』と『ステッカー』の掲示を続け、『案内等、感染症拡大防止による実施ガイドライン』をホームページに掲載し、環境学習や動植物観察会で遊水地を訪れる方々に感染防止対策の協力をお願いしています。

渡良瀬カントリークラブでは、クラブハウス館内の定期的な消毒、レストランのソーシャルディスタンスの確保の対応を継続して行っています。

また、レストランにおけるアルコール類提供の一時中止を行いました。（R3.8.8～9.30）